明治三十一年二月十八日印刷
明治三十一年二月二十日發行

婦人衛生雜誌

第九拾九號

私立
大日本婦人衛生會

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

大日本婦人衛生雜誌
第九拾九號
目次

講演

◉家庭教育衛生　醫學博士　三宅秀君

衛生叢談

◉人工浴法
○寒水浴　○冷水浴
○微温浴　○温浴
○熱湯浴　○全身浴
○半身浴　○座浴
○脚浴　○局部浴
○壚浴　○海水浴
○芥子浴　○曹達浴
○石鹼浴
◉輕症の手當
○眼病
○耳病
○濕疹
◉大日本婦人衛生會記事
◉新潟支會記事
◉廣告數件

大日本婦人衛生雜誌
第九拾八號
目次

講演

◉細胞の維持に就て　醫學博士　三浦守治君
◉細胞に就きて（第二複稿）　醫學博士　三浦守治君

衛生叢談

◉哺乳兒の消化不良と牛乳との關係
◉二三の食物
◉尿に就き
◉漬物こしらへかた
◉濕疹
◉大日本婦人衛生會景況
◉廣告數件

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

婦人衛生雜誌第九拾九號
（明治三十一年二月二十日發行）

講演

◎家庭教育衛生

醫學博士　三宅秀君演說

私が本日申上げます演題は前以て略々定つて居りましたけれども其題號が御話を致してからでなければ御解りにならぬやうな題故に前以て判じ物のやうな題號を揭げましても役に立つまいと存じまして、今日まで演題未定と致して置きました。偖て是れまで本會より度々御照會が有りまして、何か皆樣の御集まりの席上で述べるやうにと云ふことでございましたが、どうか皆樣に申上げて御利益になるやうな題を探し出すことが出來ませぬので、再三御辭退を致して居りましたが、不圖考へつきましたことが御座いましたから斯樣な事でも申上げましたら、或は些少でも御益になることが有らうかと考へまして、さきに本會の方より演題を御尋ねになりました節にも大畧斯う云ふ事を申上げるつもりであると云ふことだけは御通告致して置いた次第でございます、さて其題は「家庭教育衛生」と揭げようと思ふのでございます。

そも〳〵私が此家庭教育衛生と云ふ事に就て御話をいたしたく存しました發端と云ふものは、私が兩三年以來高等女子師範學校に於きまして、學校衛生即ち教育衛生の事を講義いたして居り升。其時に思ひつきました事と云ふものは唯諸學校の教員に教育衛生の事を教授致しましても充分な目的

を達することが出來ませぬ、輙ち家庭の方で、御家にて學校に子供衆を御送りになる家庭を治むる方が、教育衛生の事を御承知が無ければ、子供衆が、學校に於きまして、教員より御聽きになつた事と家庭に於て御示しになる事とが齟齬するやうな譯になりまして、一向教育衛生の目的を達することが出來ませぬから、是れは是非學校に子弟を御送りになる處の御宅、輙ち一般家庭の方に向つて教育衛生の事を御話申さなければならむ、學校と家庭とは相俟つて衛生の目的を貫くと云ふやうにしなければならむと存じ付きました、就て幸ひ本會に於て何か卑見を述ぶるやうにと云ふとで御座いましたから眞に好い機會と存じまして、實は私の方から推して願ひましても、家庭教育衛生と云ふ事に就て一場の御談話を申上げたいとぞんじましたる折から故に喜んで罷り出ましたので御座いまする扨今日は令嬢方が多く御見でございますが、私は令嬢方より御謝禮を受けまするやうな譯で……令嬢方に取りまして最都合の宜い事ばかりを述べるつもりで有りまする、斯く令嬢方の多勢御出掛けで有らうとは存じませなんだけれども、令嬢方の御喜びになることを申上げるので有ります。何卒御靜かに御聽聞を願ひます

教育は、學校の教育と家庭の教育と相俟ッて往かねば完さを得ないと云ふことは今更申す迄も御座いませぬ。而して家庭の教育と學校の教育と孰れが重いかと申しますれば家庭の教育の方が之を受くる年數も長し、一日の中の時間の數にしても多い事は喋々申すまでもなく、皆様すでに御承知で有りませう。全体教育と云ふものは其親たるも

のが爲すべき筈のものである、輙ち家庭で父兄が之に任ずべき筈のものである、けれども人は世上に生活するには各々職業が有りますから、自分の職業を障碍なくする爲めに教育事業を専門として居ります學校即ち教育屋の店に送つて教員に其子の教育を依托する、教員は父母に代ッて教育をして呉れるので有ります。けれども實際深切に教へ育つるには家庭で父兄か、厚き情愛を以て自ら教ゆるに如くことはない然らば父兄の職業を妨げない限りは何人に托しても宜いかと云ふにさふは往かむ、教育も亦一の至難なる専門事業で假令如何程學問のある人でも誰れにでも出來るど云ふ譯には參りませぬから、皆學校に兒女を送ッて教育して貰ふので有りまする、然しながら學問の教育をするにも深切を旨としなければならむ、

ソレ故に家庭で教ゆる方が宜いので有りまするがソレならば衛生の方の事は如何のもので有りまするか、學校の教員が他人の子弟を見るのよりは、家庭で父兄が其子を愛する處の情を以て注意をした方が無論能く行屆くに相違ない、教育も他人より家の方が深切に往く、ソレど同じに衛生は、今一層父兄の方が深切に往くで有りませう。ソコで教育を致しまするときに、衛生上考へなければならぬ事は澤山御座います、教育をするときには衛生の事はかまはむで、無暗に學問一方を教へれは宜いと云ふものではない、學校では教育を委任せられたのであるから只管教へさへすれば宜い、からでは如何になッても構はむと云ふことは決して御座いませぬ即ち身体の健康を顧み、健康にして且つ學問も出來るやうに教育しなければならな

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

い、ソコで教育衛生と云ふ事が出來て參ります。其教育衛生と云ふことは私共が將來學校の教員と成る者に向ッて講義をして居ります。學校の教員が衛生の事を知つて居ると居らぬとでは、兒女の衛生上に大なる差が有ります、教員が衛生の事を心得て居ると子供衆の迷惑にならむやうに、無理に稽古事を責めないやうに、樂に御稽古の出來るやうに深切に取扱ッて呉れます、けれとも如何せむ教員が子弟の衛生上に注意するのは、生徒が學校に出て居る間の事で、學校に於て教員がいかほど深切に教育衛生の事を、實施して呉れましても家に戻ッた上の事は、其注意は家庭の責任で有ります、然るに家庭で一向夫等の事は構はない場合には種々間違ひを生じます。此事に就ては、本會の古い雜誌を繰りかへして見ますると、去明治二十八年の比に弘田氏が「學齡兒童の衛生」と云ふ題を掲けて縷々御述になッた、演説の速記が記載して有ります、併し弘田君の御述べになりました事柄は、主に「學校で教授する時間が長きに過ぎる」「學齡兒童に學問の事を責め過ぎる」「モウ少し學科の程度を輕くして教授方を輕減したら宜からう」と云ふだけの點に止まッて、時間に制限のあッた爲めか、其外の點には論んじ及ばなんだやうで有りました。私は此家庭教育衛生の事を述ぶるに先だッて、學校衛生に就きましての望みは、先づ以て教育を司る處の教員が學校衛生を明かにして、深切に兒女の教育衛生の事を實行して貰ひたいのが一の冀望で有ります、今一つは學校醫と云ふものを置く事で有ります、現に今日本全國を見渡しましても、私共の望むやうな學校醫と

云ふものは殆んど何處にも置いてないので有ります、文部省直轄の學校と雖も私共の望むやうな學校醫は置いてない。ソレ故世間では未だ學校醫の大切なる事も能くは知らぬ、又學校醫と云ふものは本來如何樣なる事をするものかと云ふことさへ知らぬ者が多い。たま〳〵學校醫と云ふものを知つて居ります人と雖、學校醫は、學校に病人の出來た時分に、其病人を療治するもので有らう、ソレ故學校に寄宿舍が無ければ起臥する者が無いから學校に醫師を置くことは格別必要の無い事であらう、若し急に修業中病人でも發した時分には、近傍に頼み附けの醫者を極めて置いて、其醫師に療治を依托すればソレで充分だと云ふ樣に考へて居る者が誠に多い。今日御見受け申しました處の令孃方の多くは、文部省直轄の師範學校、若くは師範校の附屬校か、或は又華族女學校に御在になる御方であらうと存ずるが、華族女學校ですら未だ學校醫は置いて無い。私は兩三年以來再三華族女學校の校長に一學校醫を是非御置きにならなければなるまいと云ふことは申出して居りますが、今日に至るも未置いて有りませぬ。又師範學校に於きましては、從來言ふ處の學校の醫員が有ります、なぜかならば師範學校には生徒の寄宿舍が有りますから、此處に寄宿する生徒の病氣の時に療治する爲めに學校の醫員が有りますけれども是れは通學生には格別關係を持つて居りませぬ、爾う云ふ學校醫ならば、敢て私共の望む處ではないので有ります、さりながら學校醫の責任を今茲で述ぶる必要は有りませぬから何も申しませぬが學校醫の大切なる所以は他に種々有ります。全

体は教員が學校衛生の心得が有て親切に注意致し、ますると生徒に對して時々衛生上の御話をなし、或は又通信簿の様なものでも有りまするならば、ソレに生徒の容態を書いて、例之ば「今日は咳が出るやうだから家に歸つて養生をしなければならない」と云ふことを、學校の教師の方から家庭に通信する位ゐでなければならぬので有ります、是れは追々爾うなるで有りませう、教員は學校教育衛生の事を知るやうになるから通信簿を以て、家庭の方に「病氣養生のために御休みなさい」と云ふて遣るやうになるで有りませう、從來の教員にして教育衛生を知らないものは、とかく勉强をさせたいと云ふ一方にのみ傾いて、病氣で休んでも怠つて休んだので有らうと云ふ位に勉めさせた、家庭でも亦ソレを、教員が嚴しくて、叮嚀に深切に教へて呉れると云ふ様に考へて喜んで居ると云ふやうな考へ違ひが有る、又教員が宿題を出し、或は家に歸ッて後書取下讀をすることを命ずるとか云ふやうな事をして、而して學校で充分勉强させた上に、復家に歸ッて夜中燈光を藉ッて下讀復修をしなければならぬと云ふ位いに教員が一意學問を教へると云ふことに務めました。家庭では之を觀て「深切な學校だ」「嚴重な學校だ」と却ッて喜んで御在かも知れませぬ、けれども教育衛生を心得た教員は學校で教ゆるときは丁嚀深切に教へ導き、家に歸ッて後は充分氣を伸して遊んで宜いと云ふやうにします、ソレが眞個の教員の仕方で有ります、ソレを一向考への無い父兄は、彼の學校は粗雜の教へやうをする、眞に事物を了解するまで教へないで、其上に家に歸ッてからは充分に

遊べと云ふのは大へんに不深切のやうに思ふ、なれ共家に歸ッて迄「下讀をしなければならぬ」暗誦をしなければならぬ」「書取をしなければならぬと云ふ位ゐにし向けるのは、却ッて教育の深切が足らないのであると云ふ事に氣が付かず却て「嚴重で宜い」と言ッて學校を譽めまするのは全く逆さごとで有ります、若し學校に私共の言ふ處の學校醫と云ふものが居りまするど、學校醫が生徒の体格を調べまして「御前さんはさう云ふ躰で躰操をしては不可いから躰操だけは休んだら宜からう」或は又「咳が出るから休んだら宜からう」と云ふ事を大事にならん中に學校醫が氣附て呉れるから甚だしい病にならぬ中に早く矯めて仕舞うことが出來る、而して又其病に就ての養生の仕方を丁寧に言ッて呉れる、是非學校には備ふ云ふ事が

行はれなければならぬ。今右に諸學校を例に擧げましたが、學習院の方は古くから兵隊流儀になッて居りますから、以前錦町に學習院の在ります時分からして、學校醫が着いて居りまして、其時分の考へは矢張り寄宿舍が御座いました爲めに、寄宿舍に在る生徒の治療をなし、或は躰操行軍抔をしたときに怪我でもあッたときは治療すると云ふ樣に、一般生徒の取扱ひを叮嚀にすると云ふ考へから、學校醫と云ふものを置いたのですが、古くから設けて在ッたから今では學校醫が生徒の躰格を一々能く知ッて居る、誰方は何時頃何う云ふ病氣をなすッたから斯う云ふ養生をなさらなければならむ」「彼の御方には斯う云ふ癖が有ると云ふことを知ッて居ります。ソレから又生徒の躰格撿査を致しましても、數年慣れた學校醫が居ります

故「昨年は斯く〳〵であッたから、今年迄に些何の位ゐ成長をしなければならぬ筈であるに、あなたは大へん發育が惡るい、是れは夏の中に斯樣な養生をなすッたら宜からう」と云ふやうな事を注意します。ソレから又現に學習院の學校醫が能く細事にまで注意が行屆くと思ッて感服をしましたのは、先頃中東京市中に狂犬の出沒しました際に警視廳に依賴して狂犬發現の報知を得例之は糀町に狂犬が出ますると云ふことであれば、其邊から通學して居らるゝ生徒方に注意を與へて「あなたの御出でになる道には狂犬が出ると云ふことですから御用心を成さい」と言はれたことで有ります、是れは私は誠に善い注意で有ると思います。其前昨年の春麻疹が大層流行した時分に、私は學習院に出まして「麻疹に罹つた御方は充分に休學して養生を成さるのは當前であるけれども、學校の方では授業が遲れて他の生徒との平衡を失ひますから成るべく早く出ることを欲する、そこでまだ充分に養生をしない中に學校へ昇るやうなことがあると甚だ身体に障りますから、麻疹に罹つたときは學校の方からは出校を促さぬ方が宜しからう」と申しました。そこで生徒が病後學校に初めて出ましたときには、學校の方で常詰の學校醫をして診察せしめ、眞箇に快復して居らぬ時は「モウ少し快くするまで篤と養生を成さい」といつて歸宅させます、又モウ大抵宜しからうと思ふ時分には漸々稽古事をさせます、學校醫が斯う云ふ工合に致してこそ始めて其目的をも達することを得ます學校醫のなすべき事は其他にも種々有りますが、その位ゐに注意を致しましてこそ、華族の

大切なる御子息方を育つるにはよく手が届いたと思はれます。世に父兄たるものは誰も其子弟を愛する事上王公貴人より下樵夫漁民に至るまで其情合に於ては少しも異る處ある道理なれば各自の大切なる子弟を託りて修學なさしむる學校に適當なる學校醫を置く事の必要なるは智者にあらざるも明かに知らるゝならん今際學校の教員が教育衛生の事を知つて居つてすら家庭にまで能く衛生の事を及ぼし得ます、況して今言ふ學習院の如く學校醫が云ふものが置いてあれば、學校にて施こす授業上の事なり起臥飲食まで注意届き若し生徒に異狀でもあれば「疾く家に歸つて斯うなさい、あゝなさい」と云ふ事迄注意をしますから學校の衛生事業が家庭の衛生にまで其利益を及ぼし尙は宜いので有ります。ソコで私の今日御話をしやうと思ふ家庭教育衛生と云ふことが起つて來ます。學校の教員も衛生を知つたものが少ない、又私が望むが如き完き學校醫の置いてあるのは、獨り學習院のみで、其他には一つもない、輙ち家庭に通じて養生の仕方まで言つて遣ると云ふやうな學校醫は未だ諸學校に置いてない（三十一年一月勅令第二號を以て官公立學校に學校醫を設くるの令を發布せらる）斯くの如く教員も衛生を知らず、學校醫も置いてない時にはどうして教育衛生の事を擴むることが出來やうか、充分の教育を授けつゝ成るべく病人の出來ぬやうにするには如何したら宜いかと云ふ事はどうしても、此御席のやうな處で家庭教育衛生の事を御話するのが一番宜からうと思ふて居ります。

近比出ました國家醫學會の雜誌に三島通良君の報

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

告が出て居るのを見ますると、文部省直轄の女子高等師範學校の附屬幼稚園に於て百五十人程の生徒を調べて見た處が、其中强壯と云ふものが五名健康と云ふ名を下だすべきものが四十六人、病人九十九人、百五十人の中九十九人は健康体でないと云ふとを三島氏が報告して居ります。而して其病人九十九人の中の八十七人は腺病であると云ひます、腺病は昔瘰癧と稱へた病で有ります、其他細かに類別して有りましたがソレは申しませぬ、只私は此腺病の多いのに重きを措いて居りまするから、腺病者が八十七人程あつた云ふことは特に申したのです、其他には眼病、耳漏、皮膚病などが有りまするが、是れは三島學士が腺病者と殊更に分けて置かれたのはどう云ふ譯であるか、其意味を直接に承らぬから判定は出來ませぬが、やはり腺病の爲めに出來た眼病耳病もある、若し是れが果して腺病のために起つたものであつたら一所に纏めて腺病者中に合計して宜い、さうすると九十九人は殆ど皆腺病の中に數へらるゝに至るかも知れませぬ、實に腺病は子供等に多い。私は自分で檢査をしたのではございませぬが、聽く處に由れば、華族女學校の御姫樣方には腺病が多いと云ふことで有ります、果して爾うであらうと思ッて空に之を信じて居りました。處が華族女學校ではない、お茶の水の師範學校內の幼稚園にも凡そ九拾人の腺病兒童が有ると致しますると、是れも案外其數の多きに驚かざるを得ずでございます、御承知の御方もございませうが、其腺病は二十歲前後に至ッて、肺病の出づる原で有りますから。子供の中成長發育の盛な時に治して了はないと不

可ませぬ、腺病の中は一向放擲して置いて肺病になッて始めて狼狽て驚ろくと云ふやうな事は、最も家庭の敎育衛生思想に乏しきより來るものにして今日之を述ふる必要ある處で有らうと思ふ、家庭に敎育衛生の注意が行屆けば將來肺病の起るのを豫め防ぎ得るので有ります。ソレから三島氏の報告に貧血、營養不良の病は案外に少なかッたと云ふことで有ります、其所以はおそらく師範學校の附屬校にでも來やうと云ふ子供は家が各々富んで居る、從ッて飮食物に不充分であると云ふやうなことが無いから、貧血營養不良と云ふやうな事は萬々無いので有らう、西洋の學校衛生では却て之を大へんにやかましく申すのでありますが、日本では東京の學校に通う子供に貧血營養不良の少ないのは誠に結構な事で有ります、只腺病者が比較的多いのでありますから、此腺病と云ふものを早く退治して仕舞はなければならぬ、そこで腺病を退治するにはどうしたら宜からうか、一旦此腺病に罹りかる病兒の治療方は素人療治には迚も出來るものでは有りませぬ、必ず相當の醫師に就て早く手を掛けて療さなければならないが、併しながら敎育衛生上にも大に關係を有するものであります。先づ第一に學校の授業時間を短かくし、課業を成べく緩やかにする事です、兒女心にも學校に出て居る間は氣が張つて居りますから、其時間を少なくして、從來午後まで續いて受業をしたものは午前だけにすると云ふ樣にして、半日勉めさせれは半日は氣を樂に悠々として遊ぶ樣にするが宜い、實に兒女を見ますると、土曜日と及ひ日曜日と、他の日とはその顏色が違う、兒女には

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

兒女相應の心配があつて學校の稽古と云ふものは非常に任か重いに相違ない、其心配の原因を除くと云ふのが腺病を退治するに就て何より宜いので有ります、さりながら學校には強いて衆多の生徒を集め之を一室に入れて數時間物を敎ゆるものなれば校舍建築の不良校具の不適等も皆多少生徒の身体を傷ふことあれども之を避くるには家庭の方と聯絡を通じてしなければ出來ません、迚も學校の敎員が學校でのみ行つて居るのみでは其目的を達することは出來ない故に必ず家庭の注意を仰くへき箇條を一條毎に申して見やうと思ひます。

先づ第一に學校へ持つて往きまする處の道具、(校舍の建築及學校に備へ付けの道具に就ては學校衛生の方で申す事柄なれは今日は畧す) 即ち筆墨紙硯石盤紙石盤等は皆生徒自辯で私宅より持つて參るもので有ります、是等の諸道具も衛生上宜くない品を用ひますと、矢張り眼が惡るくなると云ふやうな事が起ります。若し家計貧困にして惡るいものと知りつゝ、廉價の物を撰んで用ひなければならむ處では仕方が無いが、經濟の許す限りは學校用品は衛生上に害の無いものを與へる樣にしなければならない。又學校用品の中には幾分か學校に置附けにするものも有りますが、けれども兒女が日々學校に通ふときに持ッて往く攜帶道具も至ッて多いが成るべく無用の物を持ッて往かぬやうにする事は、學校の敎員も心付けなければならぬが、家庭の方でも注意をしなければならぬ。西洋では、學校衛生の方で成だけ持ち物を少なく致します、今、日本の小學校の生徒の學校へ持ッて往くものを取そろへて見まするど、筆墨硯は置附け

にしても、草紙書物書取帳石盤又算盤などを持ッて往かなければならむ時も有ります、又女子が裁縫の稽古をするやうになると、裁縫の道具も持ッて往かなければならむ、其上に辨當箱上草履も持ッて往かなければならむので、なか〳〵運びます る品物が澤山に在ります。加ふるに雨の降る日には合羽を着て、傘を持ッと云ふやうな譯で、なか〳〵通學の携帯道具が澤山になります、ソレ故に幼ない子供は其學校道具の持ち運び方から先づ研究してやかましく申さなければならむ位ゐの事故、成たけ學校の方でも無用なる書物などは澤山持ッて來ないやうに諭さなければならない。其上に又近來は學校で惡るい遊びにならざる限りは放課時間には何をして遊んでも宜いと云ふことになりましたので、色々遊戯の物を持ッて往くことを許します。是れは私共の方で言ふと、遊戯を許すことは宜いが、困ることには持ち運びの道具が殖えて重い物を澤山に持ッて往くのは餘り好ましくない。若し學校に於てお手球、手鞠を許することを許す精神ならば、學校の方にソレ等の遊び道具を備へて置いて成たけ家から色々の物を持ッて往かぬ工夫にせなければならむので有ります。子供は不相當の重き物を持ち運ばせた爲めに、獨逸伯林あたりの高等女學校の御孃樣達は脊椎が曲樣な事も有りますから、家庭の方でも是れは能く注意をしなければならない、今脊椎の曲ッた御話を致しましたが、是れは學校衛生の方で最嚴しく言ふことで有ります。

學校にては姿勢を正しくして讀書習字手藝を學はされば近眼頭痛脊椎彎曲(セムシ)肺病を來たす

ことあるに由り總て眞直にからだを正しくして居らなければならぬと云ふことを教師が常に言ふて有りませう、けれども學校に居る時間外ならば、家に歸ッてからはどの樣にして居ッても宜いと云ふのではない、やはり家に歸りたる後とても同じことです、學校の授業を長く繼けて遣ッて居ると子供衆の躰は軟弱で有りまするから久しく眞直にして居ることは出來なくなります、ソレ故始終間に休息時間を挾んで置くのでありますが、家に歸ッてからは誰れもやかましい事を言ふ人が無いから、机に寄り懸ッて肘を突いて書きものをする、ソレでも家庭では之を一向頓着しない、如何に學校できびしく言ッても家庭で構はないで捨てゝ置くが爲めに脊椎が曲がり、或は近眼、頭痛持ち、鼻血が出る等のことが有ります事故、教育衛生は學校で斗り言ふたのでは役に立たない、家庭に於ても能く注意して「ソレではならぬ、學校ではさうは教へまいが」と云ふ樣になさなければならぬのであります。獨逸などでは學校では不斷教員が附いて居つて嚴しく言ひますから別に道具責めにするには及びませぬが、家に在るときは、とかく遣り放しになりがちになるから腰掛の後に革の紐を附けて書きものをするときには、その革紐を以て椅子から肩の邊りを縛り附けて置く樣な道具が有ります、又書きものを致します時分に、紙に眼をあまり接近せしめないやうに鐵製の支柱器械を以て前から額を抑へます、ソレは丁度寫眞を寫すときは後方から首を支へるが如くにするので有ります、爾う云ふ事は學校では遣りませぬが、家に歸つて勉强をするときにきびしく行ふので有りま

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

す。ソレから今遊戯の事を申しましたが、此事は教育家の方でも、大層研究して居りますが又衛生家の方でも考へなければならむ事で有ります。兒女の遊戯は德義に悖らざる事ならば、大概の事は放擲して置いて宜い、兒女の遊戯の間には何か事を覺へます、男兒ならばいろ〳〵荒々しい事をして、木登り球抛け、或は蟲類を捕つて弄ふ等の事を致します、けれども私は蜻蛉を捕りますのも、決して惡るいとではないと思ひます、何故かなれば蜻蛉のやうな鋭い羽の生えたものゝ、而も空中を飛揚するのを捕へるには、此方の身体の動作を餘程敏捷にしなければ出來ませぬ、からだを活潑敏捷なる擧動に習はせるのは至極宜いことであります。又木に攀ぢ塀に登るのも廣く周圍の外況を見んと欲する情なれば未だ体操等の無いときは身体が柔弱になりますから、時には高い處に昇ッて見るのも結構で、どの樣な惡戯でも、人を瞞すとか欺くとか云ふことの外はなにをしても宜い、惡あがきをしては不可ぬと言ッて叱るのは、叱る方が無理で、元來兒女に爾う云ふ性質を備へて居ります物を持せれば破す、ソレも亦天性で、其間に知らず識らず學問をして居るのです。况んやお孃樣たちの遊戯のお手球、鞠突き追羽子等も皆からだの運動になるのみならず、眼及び手が捷くなッて來る、決して私は惡るい遊びと思ひませぬ男の兒が紙鳶獨樂を弄ぶのも竹馬鬼追を爲すも手さきが器用になッて宜い、紙鳶も獨樂も出來ないと云ふ程不器用では成長しても役に立ちませぬ、是等の遊戯も皆學問でありますから、今日は學校で

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

も之を禁じない樣にありまして、至極結構の事と思ひます。

次に行儀作法の事で有ります、此行儀もあまり放縱に過ぎて、粗野の風に流れ失禮の事ばかりを致すやうでありましては人と成ッて困るので有りませう、けれども行儀作法を躾けるのも程能くして置く方が宜い。なぜかなれば、世間を見るに行儀が好いとか、溫和とか褒めらるゝものは、前に言ふ彼の恐るべき腺病質の者に(男女に拘らず)多いやうで有ります、故に一事每に行儀づくめに育てますのはあまり善い事では無からうと思ひます。

ソレから今日は令孃方が御在にありましたから特に申しますが、歌舞と云ふ事は、總てからだを動すこと故全体は宜いのですが、併ながら從來在る處の俗曲の如きは風儀の甚だ惡しきもの多き故、どうも感心することが來ません、唯優美なる体裁に變はりましたら歌舞は令孃方に取りましては甚だ良いことで有らうと思ひます、歌曲も琴三絃の如き鳴物も、決して惡るいものではなからうと思ひます、併しながら是等の事も學校の課業外に充分に遣らせて上手にしやうと云ふ目的で、強いて責めるのは、衛生上大に考ふべき事と思ひます、躰が強壯になり、自分にも慾が出て一ッでも餘計何か覺へたいと云ふやうになッて後は之を學ぶのも宜しいかも知れませぬが、未だ幼稚にて軟弱なる者に舞踊も謡歌も琴も三絃もと云ふやうに學校の課業外に澤山遣らせるのは、衛生上あまり賞めたことではなからうと思ひます。

次に運動で有ります、近來は學校にも躰操運動會

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

遠足等がありまして、生徒をして成べく歩行の出來る様な仕組に致して居ります、けれども學校の方で致しまするのは、年に一二度の定期の運動とか躰操とのみで有ります、平日はあまり運動をする時もなく、年に一二度疲勞する程運動をした處が何の役にも立ちませぬ。やはり家庭の方で、毎日いくらか宛散歩すると云ふやうにした方が至極宜からうと思ひます。舊は散歩をするとでも云ふときには神社佛閣に參詣し祭禮見物するやうな習慣になッて居りました、けれどもあまり繁華な澤山人の出づる處に態々出かけるのは宜くない、成たけ人の少ない空氣の清潔な處(郊外等)に往くのは至極宜い事で、成べくは昔し申す様に遊山の爲時々爾う云ふ處に御出懸けになることを御勸め申しますので有ります、始終足馴しに散歩をすると云ふことは、學校で催す運動會や、或は遠足などから見ると餘程宜しいのであります。

次に旅行、旅行は至極好い事で有ります、殊に腺病質の弱い兒女などは、出來得べくんば必ず旅行をなさるが宜しい。或は海邊、或は山へ往くも宜しう御座います、既に此五六年前に私が本會で御話をしました時に、外國の婦人衛生會では貧民の子弟にして、學校に通ッて居る者を、夏季休業間に旅行するだけの金を出して遣り、海濱に別莊を持ッて居る貴婦人方は、その別莊を借すと云ふ様なことをして居ると云ふことを申しましたが、ソレを見ても旅行の衛生上に大切なるとが解ります。私は今茲で婦人衛生會に向ッて是非爾う云ふことを成さいと云ふのではござりませぬが、苟も婦人衛生會の會員諸君は皆裕かにして御在の御方

で、從ッてさう云ふ處には腺病質の兒女が多いから、是非夏の休暇には二十日でも或は五十日でも旅に連れて往くのが必要です、ソレにつけても學校の夏休みが僅かに三四週間位ゐの休みでは到底緩々旅行も出來ませぬから、學校の休業も是非三十日以上に改めなければなりませぬ。

次には清潔で、身体を清潔にし、衣服を清潔にすると云ふことは、外國ではやかましく申すので有ります、何故かなれば貧民の兒女でありますると、入浴も思ふまゝに出來ませんで、極く汚ない有様をして學校に參る、髮なども穢れて臭ひ頭をして教場に這入ッて來ると、室內の空氣がその爲めに臭くなることが有りますから、西洋では之をやかましく申しますが、先づ東京邊の、殊に今言ふ師範學校、附屬校、華族女學校などには清潔の事を言ふに及びませぬ。貧家の兒女に向ひましては獨其子が不潔でありますのは、自身には苦情は有りませぬが、學校に多勢集めて見ると、他の清潔を害しますから斷ッて歸さなければならないと云ふやうな譯になりますから出來るだけ清潔にして學校に遣らなければならむと云ふことは、家庭に於て注意するのが必要です、又衣服も立派なものを召せとは衛生家は申しませぬが、只清潔の物を着て御在なさいと申すので有ります。

ソコで着物に就て困難なるは、今の學校の家は建築が惡るう御座います、皆様は御宅に御在の時分には結構なる家に住んで御在で有りませう、又或は疊の上に座つて御在になる事故、今日の衣服の有様で宜しいが、とかく學校の家が不完全で、殆ど學校の敎室は吹き曝し同様故、此處に往く時に

着る衣服は家庭で氣を附けて造らなければならない、生徒の衣服と食物とは是非自家で注意をしなければならない。通學し來る生徒には學校に於て學校衛生の事を心配しても衣食の二者は家庭に於て成さる事故、是れは餘程注意を要します。風は戸障子及床壁の隙を洩り煖爐には火も無い樣な寒い教場の中で腰を掛けて稽古をするので有りますから腰部より、足の方を温かにする考へで衣服を拵へなければならない。ソレとても別に好い考へも有りませぬが、股引を穿き、毛糸製の足袋の長いのを穿きますと餘程寒氣を防ぎます。教場の方を好い都合にしたいが、ソレは容易にむづかしいして見れば家庭で注意を加へ大切に風をひかせないやうにしなければならぬ、ソレには毛織の足袋でも穿かせて遣るのが宜からうと思ふ。ソレから雨の降る時分に合羽を着るのは至極宜しい、併し合羽を着ても足の濡るゝのを防ぐことは出來ませぬ、最も冷してはならぬ、足が雨に濡れて濕つた足袋を穿いた儘で永い間寒い學校に居るのは宜くない、忽ち風をひき、咳が出ると云ふやうな事が、起る故乾きたる足袋を別に持つて往ッては穿き換へると云ふやうにしたら宜からうと思ふ。さもなければ足袋の外面に桐油紙でも附けて見たらどう云ふもので有らうかそんな事でもしたら濡れた足袋をはかない樣なことだけは出來やうと思ふ。

ソレから我々が實驗に因つて見ますると、今日今孃方のせらるゝ帶上げは余り大きくて誠に困つたものである全体日本の婦人は巾廣の帶を締める上に、又帶上げを致しますので、學校で適當の腰

掛を御渡し申さうと思つても餘程むづかしうございます。華族女學校は幸にして帶が小さいから餘程其点には宜しう御座いますが、高等女學校の如きは、帶は普通の巾廣きもので、その上に際限もなき大きな帶上げなどを入れ、或は高い帶上げなどを入れるので、腰掛は適當なものにしましても帶上げのためにつかへて前に屈して居らなければならぬと云ふ樣な譯で、衣服が斯樣な有樣では、學校衛生を如何程注意しましても水泡に歸して了ひます故に是等の事も家庭で氣を附けて成たけ帶などは大きくせず、學校の教育衛生と相背かざるやうなさらなければなりませぬ。

ソレから食物で有ります、男女共に小兒が成長する時分には大人より割合に餘計食べるのも當前で有ります、學齡前即ち幼稚園などに參る六歲前の子供は間の物を食べまするのも全躰當前である、然るに幼稚園に往くと間の物を食べなくて至極好いと云ふやうな事を往々言ひますが、是れも少しく考へが足りないので有ります。六歲前の子供は一日に四五遍食べても宜い位のもので有りますから、間の物を召上がッても宜いと私は思ひます。只間の物を與へるにしても、坪井先生も甞て言はるゝ通り、余り甘い物は宜くないやはり麪粉製の鷄卵の這入ッた類の物が宜しいので有ります。既に六歲以上になりまして、小學校に入學するやうになれば、必ずしも間に菓子なり何なりを召上がらなければならないと言ッて、衛生上より御勸めは致しませぬけれども成べくからだの養ひになるものを食べさせるのは大に必要で有ります。前に申す通り師範學校附屬幼稚園の兒女は貧血營養不

良も少ないと報告されて居るのは幸でありますが、西洋では貧民の兒女が學校に往くので營養不良が多くて困ります、是非是等の事は家庭で注意をしなければならない、ソレ故に西洋では食物を學校から與へ、或は又貧民の子弟を湯に入れさせて遣る學校なども有る位で有ります。

ソレから御辨當で有ります、辨當と云ふものは實に困ツたもので有ります、成たけ御辨當でないやうに家に歸ツてあたゝかな物が食べらるればソレが結構で有りますけれども、天氣などの都合に因ツて歸ることの出來ぬ場合も有りませう、又家が遠方で是非御辨當を持ツて往かなければならぬ必要も有ります。又令孃方がだん〳〵年紀を取ツて參ツて、既に十六七歳になりますると小供の折よも、次第に御辨當が小さくなる、さうして又辨當の成べく小さいのを榮譽としてある是れはどう云ふ理由であるか、或は早く食事を終るを欲する故か或は大食を恥づるの精神であるか更に解りませぬ。殊に華族女學校などでは年を取るに從ツて御辨當が小さくなると聞いて居るが、是れは甚だ宜くない、外見などに頓着なく滋養分を澤山召上がるが宜い、其他辨當の欠點とする處は冷めたい物を食べなければならぬと云ふことです。歐羅巴の學校ではなにかあたゝかなものを食べさせることを勸める學校もある位ゐで有ります。食物は成べくあたゝかな物を食べなければならぬやうに我々の胃が出來て居ります、併し日本では辨當の時にも御茶だけはあたゝかなものを食べられますが、其外は冷めたいものを食べる譯になりますから成べくは辨當にせぬ方が宜いのでございます。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ソレから序でに申しますが、食事の後では必ず、口漱をなさらなければならぬ、是れは本會の衛生雜誌にも度々口中の養生法が出て居りますから御承知の事と思ひます、尚ほ申して置きたきは酒と煙草とで有ります、酒と煙草とは子供には大毒で有ります、獨逸邊では親が麥酒などを飲んで見せますが、是れは惡るい僻で有ります、子供には洋酒和酒とも全く飲ませてはならぬ、同時に煙草をも禁じなければならない、是れは文部省に於ても禁じたいと申して居りながら未だ其運びに至らないので有ります、何故と云ふに、煙草は咽喉や氣管を害するのみならず腦も害し身体の發育をも傷ふもので有ります、然るに親が平氣で子供に煙草を求むる錢を與へなどするのは甚だ宜しくない獨逸で親が麥酒を子供に飲み習はするのを惡るいと思はざるが如く、日本の家庭では子供が煙草を吸ふのを惡るいと思つて居りませぬ。是等は家庭教育衛生の道を以て嚴重に之を禁じなければ不可ませぬ。

ソレから睡眠で有ります、小兒は澤山眠らなければならぬもの故是非宵ははやく寢に就き、朝も緩りと眠らなければならぬソレ故學校の始業が早過ぎるのは宜くない、日の短かい時分は殊に遅くなければ不可ませぬ然るに兒女が穏かに眠ることの出來ない程心配になるやうに課業を重く負はせるをソレが妨げになつて夜分安眠も出來ない、是等の事は全く學校の方が惡るいので、ソレ程迄に子供を責つける、要はない、又學校の事が氣に懸つて眠られないと云ふやうなことは子供には全体無い筈である、然るにこれがある、と云ふは幾らか

病氣があるのですから、別に病狀の有無如何に拘らず、醫師の診察を乞ふ方が宜い、夜安眠が出來ないのは、精神を勞することの度に過ぐるか、又はからだが丈夫でないので有りますから、先づ第一にソレを恢復しなければなりませぬ。又或は飲食物の注意を怠りますと、食べものが胸に支へて而して安眠か出來ない、若し眠つてもれびえ、或夢みるやうでは安眠したので有りませぬ。食物等を注意して養生し精神を穩かにして眠むるのが宜い、勞れた精神を以て日々學校に往きましたとて何の益も有りませぬから、充分眠らるゝ樣に家庭で注意することが肝要で有ります。

若し兒女が病に罹りたるときは其病狀を醫師に診して貰つて、其病狀如何に因つては、例之ば躰操科を姑く廢めるとか、唱歌を暫時休むと云ふことも自由に出來なければなりませぬ、又或はからだが惡るいので、凡て勉强を禁じられたときは一時休學するのも必要で有ります、又就學年齡が來つても若し病氣でもあれば、姑く猶豫して貰うことも出來る筈のこと故、此事も常に家庭で知つて居つて、決して無理をしてはならぬ、總て理由が判然して居れば就學の猶豫も休業も出來る筈のものであります、さう云ふ事は家庭で能く心得て居らなければなりませぬ。又傳染病などの時には言ふまでもなく先づ學校に屆け出で、平癒したならば復其旨を屆け衣類身体を充分消毒して然る後出校するのが作法で有ります。

以上述べましたる敎育衛生の事は家庭でも能く〳〵心得て居らなければなりませぬ事柄であります先づ家庭敎育衛生の大躰は此位ゐの事と思ひま

すから私はこれで御免を蒙ります

衛生叢談

◉人工浴法　MK

人工浴とは諸種の藥劑を浴水又は湯に溶解し或は單に冷水又は溫湯を以て患者をして其全身又は患部を入浴せしむるとを云ひ治療上醫家の缺くべからざる方法にして我邦に於ては此浴法未だ全く一般に應用せられざれば茲に其大要を記し以て江湖に紹介せんとす

人工浴を其溫度に因り之を五種に分つ即ち

一寒水浴

之は攝氏寒暖計十乃至二十度の寒水を以て浴するを云ひ熱性病患者は之を使用するものなり

二冷水浴

之は攝氏二十乃至二十八度の冷水浴にして亦熱性病等に使用せらる

三微溫浴

之は水を攝氏二十八乃至三十四度に溫め其中に浴するを云ふ

四溫　浴

攝氏三十四乃至四十度の湯中に浴するを云ひ僂麻質等の患者に使用す

五熱湯浴

之は攝氏四十乃至四十五度の溫湯を入浴に用ふ

人工浴を其浴法に從ひ五種に分つ即ち

一全身浴

之は頸頭以下全身を水中に没することにして其水量大人にありては二百乃至四百「リーテル」（一「リ

ーテル」は約五合）小兒にありては五十乃至二百「リーテル」とす

一半身浴

之は乳房の以下半身を沒することにして其水量約百乃至百五十「リーテル」とす

一坐浴

之は臀部以下を沒することにして其水量二十乃至三十「リーテル」なり

一脚湯

之は踏臺に腰を掛け厚き夜着を被り脚を熱湯中に浸す法なり感冒に罹りたる時に屢々之を行ふ

一局部浴

之は患部のみを沒することにして其浸すべき局部の面積に應し水量同一ならず例へは足浴には凡十「リーテル」の水を要し腕浴には約七「リーテル」の水を要するが如し

以上記載したる溫度と水量を以て其中に藥劑を投入し又は單に湯水のみを以て入浴するの二法ありて其治療の目的を異にするに從ひ之に加ふる藥品の種類頗る多しと雖とも一々之を明記するは事繁雜に亘らんことを恐れ普通治療上に使用せらる二三のものを次に擧ぐ

一塩浴

食塩　二〇〇〇、〇乃至〇〇〇〇、〇　全身浴

一海水浴

食塩　五〇〇〇、〇乃至八〇〇〇、〇　全身浴

一芥子浴

芥子末　一〇〇、〇乃至二〇〇、〇　全身浴

右冷水にて攪捏し後浴湯に混す

一曹達浴

炭酸那篤僧謨　二〇〇、〇乃至五〇〇、〇　全身浴
　　　　　　　一〇〇、〇乃至二〇〇、〇　局所浴

一石鹸浴

常用石鹸　一〇〇、〇乃至四〇〇、〇　全身浴

入浴時間は寒水浴には四五分間冷水浴には六七分間微温浴或は温浴には二十乃至二十五分間熱浴には十分乃至十五分間より多からざるべし

附言

健康なる人二十四時間中何時頃に入浴するを適當なるかと云ふに通常は午前九時頃より十二時前に入浴するを良とす之れ此時間中には人の體温の入浴に對して能く昇降を自由になしうるを以てなり然れども冬時は入浴後屢々體熱放散の結果感冒に陷り易きを以て小兒又は皮膚の薄弱なる人は寧ろ夜間に入浴して直に床中に入るを良とす假令少しく感冒の氣味ある時と雖ども能く温まり直ちに褥中に入り冷ゆることなきときは感冒反て快方に赴くことあるべし且本邦人は古習に因り余程熱き湯に入るを苦まず殊に下等社會の所謂熱湯は實に熱きに過ぎ爲めに慣れざる徒は到底入浴に堪へざるべし通常は華氏百度前後の湯を適當となす之れ體温より少しく高度のものなり又体温より低度の湯に浴すれば身体温まらずして感冒を來たすの恐れあり

◎輕症の手當

一眼病

眼病には樣々の症ありて一々其名稱あれどもそは專門の醫に非ざれば分らず通例眼病と稱する症は眼の結膜とて白色の部又は眼膜の裏面赤く腫起し痛ありて羞明し涙增し又は粘き液を流す此症は輕々しく看過しやすきものなれども早く療治を加へ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

されば間々悪性の症に轉する事あり必す速に醫治を乞ふべし

眼病者ある時は清き室に入れ窓戸を閉ぢて日光を遮るべし若し砂塵其外の異物眼中に入りて發りしものは清き冷水にて徐かに洗ひて其物を除き去るべし冷水にて去りかたき時は油をそゝぎて流し去るべし其法は病人を仰に臥さしめ少し顔を横向にして患眼を上方になさしめ水又は油を浸して輕く洗ひ去るも良なり決して布片其外のものにて眼を拭ひ又は擦るべからず又眼病の中にて膿の如き液汁を漏らすものなり最初は其液甚僅かなれども忽ちにして大量となり眼の腫脹も忽ち増して全く腫れ塞がるものあり其膿様の液は甚だ傳染性あるのみにて他の眼之に觸るゝ時は勿論其外此膿液近邊の物品に附き或は膿の分子空氣中に飛び散りなどして患者の健康なる方の眼若くは他人の眼中に入りて傳染するあり故に此等の眼病者は其病眼に觸れたる手若くは布巾などにて健眼に觸るゝ事を厳重に禁すべし又此患者に用ひたる手巾其外の器物は一切他人と分ちて混用せしむべからず患者は總て清潔にすべし又必要あるものゝ外は病室に入るゝを禁すべし

眼病者の眼より出る排泄物に觸れたる時は必ず直に先石鹼にて能く其部を洗ひ次に石炭酸水若くは昇汞水等の藥水にて十分に洗ふべし假令正しく排泄物に觸れずとも眼病者に接するか若くは繃帶を卷き換へたる時にも必ず其都度上記の仕方にて手指を洗ひ上に非ざれば他人に接すべからず又已れの面部に觸るべからず然らざれば思はぬ傳染を自己に受け又は已れ媒介して他人に傳染せしむる

の恐れあり凡て眼病に罹りたる時は速に醫治を受くべし病症によりては手後れの爲に危險に陷る事少なからず

近視眼は眼に力を入れて細字を讀む等の事持續するときは終に眼の穹窿の度合變するより來る之を防くには成るべく讀む字体等の大なるを可となす又少しく近視を起すとも成るべく眼鏡を用ふるを禁す之を用ひて慣習附くときは次第に度の強さ眼鏡を用ふるに至りて益近視の度を增すものなり其他故なきに決して何種に係らず眼鏡を用ふるべからず視機を弱くし終には爲に弱視又は近視を誘起するにいたるべし

一耳病

通常耳の病と稱するものは耳中に耵聹たまり凝固するか若くは綿、豆又は小虫など入りて耳の道を塞くに依りて興るもの多し此等の爲に耳道塞かるゝ時は耳鳴又は耳聾を起し或は灼くか如く刺すか如き劇しき痛を起す事あり耳中の異物を取り除くには極めて注意を要す其故は此等の異物は鼓膜とて物を聽く爲に最も大切なる耳の器械の直く前の方に多くは停り居るものなれば之を取除かんとして誤て此鼓膜を傷るの恐れあるか故なり若し此ものを傷る時は大に聽機を妨け甚しきは其方の耳は全く聾となる事あり故に異物を取除くに最も簡便なる法は先つ硝子の注射器（水鐵砲）に微溫湯を盛り（決して熱きものを用ふべからず）一方の手にて耳輪を撮みて強く後上方に引き他方の手に注射器を取りて一頓に劇しく湯を耳中に注射すべし但此時注意して注射器の嘴を耳中に挿入るなかれ若し深く入るゝ時は甚だ危險あり此くするときは

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

注入したる湯の再び流れ出るに沿ふて多くは耳内の異物も共に流れ出るものなり

◉濕疹（承前）

急性の濕疹に罹りまするど患者は痒を覺へ引き張らるゝ樣な感を受けものが觸るゝと痛を感じます小兒や婦人などにては時によりまするど三十九度位の熱を起すことがあります急性のものは若し短かければ一週間位にて治し長ければ三四週間もかゝりますこれを疹の擴がり工合の大小に關係致します殊に治療法が不適當なれば長くかゝります

濕疹の生じまする處は全身の皮膚の表面でありますが多くは一局部に止りまして全身に生ずるとはありませぬ其中多きは顔面、陰部、四肢であります又毛の生じおる處にくるものは始めより濕潤して毛髮を痂にて纒絡致します

治療法は第一に其起りましたる原因即ち刺戟を皮膚より遠ざけるのが肝要でありますこれには葛の粉、米の粉、輕石の粉を散布致します若し痒ありて堪へられませぬ時は五十倍の石炭酸水、百倍の薄荷水をアルコールに混し又はワゼリンと申す油にまぜて塗ります又小兒にて顔面に水疱をなしておりますものには亞鉛花軟膏又酸化亞鉛末又は五十倍の硼酸水等種々の藥を用ひます是等は皆藥舖にて販賣致します尤も頑固なれば速に醫治を乞ふのが宜しくあります

（完）

大日本婦人衛生會記事

◉二月例會　二月五日第一土曜日午后一時より麹町區九段坂偕行社に於て例會を開く此日や曇天正午過ぎより變じて降雨となりしをもて來會者僅に三十餘名ありき第一席衛生試驗所技手丸山長四郎君には乳の話堀內文次郎君には衛生會と軍隊との關係に就き演述せられ次に醫學士丸茂文良君等の講演ありて四時半頃散會を告げたり

當日技手丸山長四郎君より同氏編纂にかゝる左の書籍を寄送せらる茲に掲け謝意を表す

衛生試驗叢書第一　驗乳法　全壹冊

新年福引決算（偕行社會場之節）

一金貳拾九圓　役員二十九名寄附金

內譯

金拾圓　福引三百人分
金七圓五拾錢　講師及會員三百人分菓子
金貳圓貳拾五錢　ビール一ダース
金九拾錢　偕行社小使三人手當
金壹圓貳拾錢　同給仕六人手當
金貳圓拾錢　同下足番二人傭料
金六拾錢　同雇手傳二人
金九錢　同電氣料
金貳圓五拾貳錢五厘　會場決定の爲め及當日諸車料

小計金貳拾七圓拾六錢五厘

差引

壹圓八拾參錢五厘　次會費用に供す

新潟支會記事

◉同支會にては去る十二月總會を催し一ヶ年間の事務及收支會計報告をなし幷せて役員改撰を擧行せしが日尚淺しと雖とも會員續々入會するに至り次第に隆盛に赴き十二月現在會員總數百五十六名內終身會員三名特別會員十二名通常會員百二十五名支會員十六名にして役員改撰の結果は左の如しといふ

會長　勝間田千代子
副會長　野間口やゑ子
姓名（いろは順）
幹事　池原きん子
仝　和辻あい子
仝　中村しげ子
評議員　石原さか子
仝　鍵富孝子
仝　高橋たゞ子
仝　竹山つれ子
仝　織田うめ子
仝　中村きん子
仝　古関初瀬子
仝　淺田とみ子
仝　澤田とも子
仝　鈴木とめ子

前年度幹事中野悅子には今回事務整理の事を擔任

せられ本年度賛助員は田代亮介氏に依托せしとの事なり

新潟支會會計報告拔萃（自明治三十年一月至仝十二月）

収入之部

一金八拾九圓四拾壹錢五厘

内譯

金拾貳圓　前年度繰越高

金七拾七圓八拾五錢　會費集高

金五拾六錢五厘　前年度預金利子

支出之部

一金五拾八圓四拾八錢六厘

内譯(細部略之)

収支差引

一金參拾圓九拾六錢四厘

内金參拾圓　貯蓄銀行預

◉本會は去二十七八年日清戰役の時に當り我軍隊兵士の爲め防寒用チヨツキを會員より寄送せしが此頃一兵士は近來の寒氣に付けても日清戰爭の際本會々員より防寒衣を配與されしことの嬉しさを思ひ出て朴訥なる左の謝狀を會員德富靜子の許へ送られしよしなるが感すへきことゝもなり其謝狀左の如し

謹啓陳者御高堂樣とは未だ御目にかゝり申さる次第には候へ共書狀を以て奉納候は他の義に御座無候乍恐申上候儲て小生は第一師團の一卒左記の者に御座候厚師團屬し淸國威海衛に出師仕其際高堂より御恤兵の「チヨーキ」其筋より小生に下配に相成候に付至急禮狀差し上申べくの處遂に勝手の事斗り實に申譯御座無候處今日昨年在淸中寒氣を考へ至急御禮申上候也何れ四月豫備召集之有に付其節御伺申べく候

一月二十九日　房州人　赤貫流浪

德富志津樣

廣告

○二月中入會轉居者左の如し

入會者

◉廣瀨りき子の紹介により　白井きん子

麹町一番町廿九番地

◉馬塲さく子の紹介により　中村音海子

牛込區南町三十三番地

◉淸水梅子の紹介により　今泉きく子

駿河臺袋町產科婦人科病院

竹內しよう子

神田通新石町十九番地

◉事務所へ申込により

靜岡縣富士郡加島村平垣　松永くに子
日本橋區若松町十六番地植田のぶ方　高瀨市枝子
牛込矢來町三番地　荒井たか子

◉伊藤しげ子の紹介により

長野縣更級郡岡田尋常小學校　西村ひて子

◉田尾知子の紹介により

相州東浦賀須崎町三十六番地　田中梅子

◉新潟支會へ申込により

新潟市上大川前通五番町　江部さた子
新潟市上大川前通九番町　淺井つま子
新潟市西堀通五番町　清水とよ子
新潟市寺裏通産婆養成所　佐々木みき子
仝　小柳ちい子
仝　村山のぶ子

轉居

北海道札幌病院内へ　竹中もと子
横濱市福富町二丁目六七番地へ　本島鐘子
芝區明舟町十九番地へ　三浦けい子
京橋區南鍛冶町十九番地東北館へ　常世千代子
相州横須賀中里百七十七番地へ　中島鉞子
麴町區飯田町六丁目十七番地へ　丹治春子
相州横須賀鎮守府長官舍へ　鮫島みね子
麴町中六番町五十一番地へ　佐々木梅子
駿河臺袋町十三番地へ　兒島直子
神田區三崎町一丁目十番地へ　田口きみ子
芝區伊皿子町へ　三井曉子
神田區猿樂町二丁目三番地へ　小林すて子
麻布區山本町三十八番地へ　德田糸子
麴町區永田町二丁目七番地へ　土屋はな子
仝　浦野まつ子
芝區榮井町山田方へ　磯部そよ子
青山南町二丁目十五番地へ　鈴木清子
埼玉縣入間郡宮寺村四十番地へ　本橋よし子

◉新潟支會員古閑初瀨子は是迄通常會員なりしが以後終身會員となられたり

◉仝田代むつ子は本月より通常會員となられたり

◉一月初會福引費寄送者中馬渡玉子（金壹圓寄送）を脱し候に付正誤旁及報告候也

◉尙前號雜誌掲載の寄附者中羽田三緒子以下を幹事とせしは評議員の誤植に付茲に正誤す

◉前號雜誌に新潟支會員内田恭子は内山恭子の誤同石黑ゑの子の宿所上旭町とあるは古町八番町の誤に付茲に正誤す

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

私立大日本婦人衞生會規則

第一條　凡本會の目的は汎く婦女子をして人生の健康を保持するの方法を講究し衞生上の智識を開發せしめ隨て社會全般の幸福を增進するにあり

第二條　本會は私立大日本婦人衞生會と稱し之を東京に置く

第三條　本會の會員たらんと欲する者は身分の尊卑を問はず何人にても入會することを得

第四條　會員たらんと欲する者は族籍住所姓名を記し本會事務所へ申込ある可し

　但事務所は下谷區練塀町四十三番地に置く

第五條　本會々員を分て修身會員特別會員通常會員の三類とし共に會費金を納むる者とす

　但終身會員は一時に金拾圓以上を納め特別會員は一年金二圓四拾錢以上を納め通常會員は同金壹圓二拾錢を納むる者とす尤も會員中書生及其他事故ある者は雜誌料として同六拾錢を納めしむ

第六條　男子にして本會の主義を贊成する者は之を贊成員とす尤も會費は本會員に同し

　但本會に功勞ある者は役員の協議を以て終身贊成會員（無會費）とすることある可し

第七條　本會に推戴員を置き其中より總裁一名を奉す推戴員は皇族の御息所等に之を申請するものとす

第八條　本會は左の役員を置く　會長一名　副會長一名　幹事七名　評議員二十名　書記若干名

第九條　會長副會長及幹事評議員は會員の投票を以て之を撰擧し書記は幹事の推撰により會長之を命す

　但書記は都合により會員外の婦人又は男子に托することあるべし

第十條　會長は本會を總理し副會長は會長を補佐し又は其代理をなし幹事は會長の命を受けて會務を處理し評議員は重要なる會務を評議し書記は役員の命に從て諸記錄及雜務を掌る

　但幹事の分課を設けて第一　會計　第二　編輯出版　第三　庶務とす

第十一條　會長の見込を以て右役員外に會員中より臨時に指名委員を置くことあるべし

第十二條　會長副會長及幹事評議員の任期は一年とす尤再撰するも妨げなし

第十三條　會長副會長及幹事評議員は無給料とし書記は相當の報酬を給す

第十四條　本會の集會は七月八月を除くの外每月一回として通常第一土曜日午後一時より之を開く

第十五條　每會學識經驗ある者を聘し講義演說を囑し本會々員の演說と共に之を筆記して本會雜誌に揭載し每月各一冊つゝ無代價にて之を會員に頒付するものとす

　但し演說の間に談話を交ゆる事あるべし

第十六條　會員は家族の婦女子又は知己の婦人を本會々場に誘致して傍聽せしむることを得

第十七條　講義演說の際男子の傍聽を禁ず

　但し會員に緣故ある男子は此限にあらず

第十八條　本會の所有金は本會の名義を以て三井銀行に預くるものとす

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

明治二十一年二月二十八日內務省許可

但些少の金額は日々の費用支出の爲め事務所に引出置を得

第十九條　會計の收支は總て會計課幹事の撿印を要す

第二十條　會員又は會員外より金圓若くは書籍物品等を寄贈あるときは本會より謝狀を送り且寄贈の品目及其人の姓名を本會雜誌に載せ報告するものとす

第廿一條　會費は郵便小爲替にて東京下谷郵便局へ向け振出しある可し

但不得止場合には郵便劵を代用するも妨けなし尤も一割增とす

第廿二條　入會員には會員證を附與すべきに付郵便にて申込の者は郵便劵二錢を添ふべし

第廿三條　毎年三月九月の總會に於て會計の收支庶務の槪略幷に會員の增減等を報告す可し且規則改正の案あれは之を議定するものとす尤も議定は總て多數決とし可否半數なるときは會長之を決す

但至急規則の改正を要する事あるときは豫め會員に報して臨時に之を爲すことを得

第廿四條　三月の總會に於て役員の撰擧をなすものとす

第廿五條　規則の範圍內に於て役員の評議を以て細則を設くることを得

第廿六條　各地方にて發起者十人以上ある者は支會を設くることを得

但其規則は本會の規則に抵觸せざる樣起草し本會役員の認可を經へし

第廿七條　本會の集會場は時々報知する者とす

第廿八條　會費金は受領證を付與すべし尤も小爲替又は郵便劵にて納むる者は右受領證遞送費として郵劵二錢を添ふべし然らされは受領證は送付せざるものとす

東京下谷區練塀町四十三番地
私立　大日本婦人衞生會

齒科診察
東京日本橋本町二丁目十二番地
午前八時より
午後五時まで
齒科醫　高橋コウ

明治三十一年二月十八日印刷
明治三十一年二月二十日發行
發行所　東京下谷區練塀町四十三番地　大日本私立婦人衞生會
編輯兼發行者　東京牛込區矢來町三番地　田中德三郎
印刷者　同　神田區小柳町十三番地　小高良造
印刷所　同　神田旅籠町貳丁目拾一番地　廣業館

明治廿六年四月四日遞信省認可毎月二十日發行
（定價金拾錢）